

防衛装備庁公示第52号
令和3年12月2日

業 者 各 位

防 衛 装 備 庁 長 官

公 示

入札及び契約心得（平成27年10月1日防衛装備庁公示第1号）9.5の作業効率化促進制度の適用を希望する者は、下記に基づき申請されたい。

記

1 作業効率化促進制度（以下「制度」という。）の概要

契約の相手方（以下「相手方」という。）の作業現場における作業又は特定の装備品等に関する作業に関し、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号。）第29条の3に規定する契約担当官等をいう。）及び相手方が共同して、作業効率及び作業、設備等の生産資源の活用率を向上するための実態調査・分析を行い、現状の設備、工程等を大幅に変更することなく、作業の効率化の方法を探求し、これにより得られた成果を事後の契約に反映させることにより、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減の資とする一連の取組をいう。

2 制度の適用の対象となる契約

防衛装備庁の支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「支出負担行為担当官」という。）が原価計算方式により予定価格を算定する装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号。）第4条第13号に規定する装備品をいう。以下同じ。）の製造請負若しくは試作研究請負契約又は役務に関する請負契約が対象となる。

制度を適用する契約として、次の（1）から（3）のいずれの類型にも該当することが望ましいが、全ての事項を満たすことが必須ではなく、実際の適否は契約担当官等が契約ごとに判定する。

- (1) 原価計算方式によって予定価格を算定している契約であって、製造原価に含まれる加工工数（加工、試験、検査等の製造現場又は試験・検査現場に係る工数であり、設計等の設計現場に係る工数を含まない。以下同じ。）が多いこと（下請負企業の製造原価に含まれる加工工数が多い契約を含む。）。
- (2) 作業の効率化の対象となる工数が、秘密、防衛秘密又は特別防衛秘密に係る特定資料又は特定物件が取り扱われている場所において行われる作業によるものでないこと。
- (3) これまでに継続的な調達が行われていて、今後も継続して調達される見込みがあること。

3 制度の概括的な流れ

- (1) 制度の適用の方法として、契約担当官等が相手方に対し申し入れる方法と、相手方が自ら申し出る方法があり、後者の方法の場合には競争契約も適用の対象となる。
- (2) 作業効率化計画書（契約の相手方の製造現場又は試験・検査現場における作業効率等の実態調査・分析の結果を踏まえ、作業の効率化により低減されると見込まれる工数を考慮して、各年度の実現目標となる工数を計画した書面をいう。以下同じ。）は、科学的手法を基礎とした工数審査によって、相手方の作業効率等の実態調査・分析を行うことを基本とし、作業の効率化を契約担当官等と相手方が共同して探求することにより作成されるものである。
- (3) 相手方の作業効率等の実態調査・分析は、契約担当官等（コンサルタント会社を含む。）が主体となって行うことを基本とするが、相手方が制度の適用を自ら申し出た場合で、当該相手方が求めたときには、当該相手方が主体となって行うことができる。この際、当該実態調査・分析は、必ずしも科学的手法を基礎とした工数審査による必要はなく、当該相手方の過去の工程改善の実績等に基づく努力目標的なものであっても差し支えない。ただし、当該相手方が主体となって作業効率等の実態調査・分析を行い作成した作業効率化計画書について、契約担当官等と当該相手方との間で合意ができない場合には、契約担当官等がふさわしいと認めるコンサルタント会社を活用した実態調査・分析の結果を基に、当該相手方が作成した作業効率化計画書の修正を依頼することがある。

4 制度適用の効果

- (1) 制度の適用を受ける契約においては、作業の効率化の対象となる工数が、作業効率化計画書において計画した工数で確定される。
- (2) 制度を適用される契約の計算価格（予定価格の決定の基準とする価格として計算される見積価格をいう。以下同じ。）は、作業の効率化により低減されると見込まれることが確認された工数を考慮して算定される。ただし、相手方が自ら制度の利用を申し出た場合（契約担当官等の口頭での申し入れに対し、適用を申し出たものを含む。）には、制度の適用が決定された場合におけるその適用が決定された日の属する年度の次の年度以降5年度を限度とした期間に締結される当該装備品等及び役務に関する契約については、作業の効率化により低減されると見込まれることが確認された工数を考慮して算定した計算価格に、当該工数の50パーセント相当の工数に基づき計算した額を加算した価格が制度の適用を受ける契約の計算価格算定の基礎となる。
- (3) 作業効率化促進制度の試行について（防経装第4824号。24.4.6）又は作業効率化促進制度の試行について（防管装第10300号。16.12.14）（以下「旧制度」という。）が適用されている契約に、制度を適用するときは、旧制度に基づく作業効率化計画書を、制度の規定に基づく作業効率化計画書とみなすものとする。この場合において、計算価格に加算する額は、旧制度の適用を受けた最新の契約に係る計画工数を基準として、各年度の計画工数との差の原則として50パーセント相当の工数に基づいて計算した額とされる。
- (4) 次の項目のいずれかに該当する場合には、支出負担行為担当官の承認を得て新規参入を募る公示が行われ、当該公示によって新規参入者が確認されない限り、制度の適用を受ける契約を随意契約によって契約される。
 - ア 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、支出負担行為担当官が過去5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、支出負担行為担当官による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合
 - イ 相手方が、制度の適用が終了するまでに、作業の効率化を行う前の契約の金額から20パーセントを超える割合となる価格の低減に相当する工数の低減を行うことを約束した場合

5 制度の申請方法

(1) 申請書の提出

相手方が制度の適用を申請するときは、2の「制度の適用の対象となる契約」の内容を確認のうえ、別紙様式の「作業効率化促進制度適用申請書」（以下「申請書」という。）により、過去3年間の実績工数及び工数低減関係資料を添付して、提出しなければならない。

(2) 申請書の提出期間

通年の受付とする。ただし、提出した年度における制度を適用する装備品等又は役務が決定している場合は、申請した相手方との協議により、次年度における制度の適用となる場合がある。

(3) 申請書の提出資料の確認

制度の適用を申し出た相手方は、防衛装備庁の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、その都度説明しなければならない。
また、追加資料等の提出を求められた場合には、拒否する正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(4) 申請資料の提出に当たっての留意事項

申請資料の提出に要する費用は、申請者の負担とし、提出された資料は原則として返却しない。

(5) 申請書提出先

〒162-8860

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛装備庁調達管理部企業調査官付 作業効率化促進班

電話 03-3268-3111（内線35751～3）

6 制度の適用が認められた相手方の義務等

(1) 制度の適用が認められた相手方は、「入札及び契約心得 別冊（その4）作業効率化促進制度実施要領」に基づき、作業効率化の方法を契約担当官等と共同して探求する義務を負うものとする。

(2) 制度の適用が認められ、作業効率化計画書を提出した相手方は、工数の変動又は内外作の変更等が発生する場合は、契約担当官等にその理由を報告するものとし、契約担当官等はその報告内容に係る審査を行い、必要に応じて作業効率化計画を見直す処置をとるものとし、相手方はこれに協力するものとする。

7 その他

- (1) 制度の適用は、相手方に対しての調達における契約の締結を保証するものではない。
- (2) 詳細については、5（5）に示す申請書提出先まで問い合わせること。

別紙様式

作業効率化促進制度適用申請書

令和〇年〇月〇日

防衛装備庁長官 殿
(調達管理部企業調査官気付)

住所
会社名
代表者名

下記契約物品について、作業効率化促進制度の適用を申請します。

記

1. 調達要求番号
2. 品名
3. 数量
4. 納期
5. 認証年月日
6. 担当課室
7. 契約履行管理表
8. 工場レイアウト(人員配置を含む。)
9. 作業効率等の実態調査・分析 (選択)※

添付書類：過去3年間の実績工数及び工数低減関係資料

(選択)※：「自ら実施することを希望する」、「防衛装備庁により実施することを希望する」のいずれかを記入する。